研

即決和解と法的紛争

序説

緩和説を理由づけるものとして考えられる論拠

1

はじめに

2 る執行証書の対象請求権の範囲の拡大 ドイツ民事訴訟法(ZPO)七九四条五号にみられ -同条とわが

民事執行法二二条五号との比較

3 民事調停との関係

4 即決和解のADR的性質の強調 救済手続の多様性の確保

5

結語 沿革的理由

2 本稿執筆の動機 現行民事訴訟法二七五条の文言

序説

石

|||

明

件として法的紛争を必要とする旨いわゆる厳格説の立場を 三号(平成二六年三月)三三頁以下において即決和解の要 私は研究ノート「即決和解と法的紛争」法学研究八七巻

基本的に是認した。学説上は厳格説が通説であるといって

である。前掲研究ノートにおいて述べたように、兼子一説、 に言及し緩和説の立場に立つ判例を多く紹介しているから 乃至体系書は少なく、注釈書等においては実務家がこの点 よいかもしれない。というのは、この点に言及する教科書

処理 刊行) 谷口安平「判批」 山 説の立場から厳格説を批判するとすればいかなる理由が考 私見は既述のとおり厳格説を採用しているが、本稿は緩和 [木戸克己説、 一六三頁以下等はいずれも厳格説を採用している。 民事手続法論集 斎藤秀夫説等は厳格説を採用しているし、 民商法雑誌四三巻六号=同著 第三巻 (信山社、二〇〇〇年五月 『民事紛争

る論拠 緩和説を理 由づけるものとして考えられ

えられるかという観点を論じてみたものである。

1 はじめに

利益がある場合は、 申立ては不適法として却下されることになるというのが厳 る和解の一種であるがゆえに法的紛争なき限り即決和解 とに反対している。 格説の立場であるが、 合は別にして現在の法的紛争なき限り、 いとすることにより、 既述のとおり厳格説は将来の給付の訴えの利益のある場 換言すれば即決和解は裁判所が管轄す 即決和解を認める。 但し、 即決和解を執行証書の代用とするこ 厳格説も将来の給付の訴えの 即決和解を認めな 0

> 7 郎

ある)

げてみよう。 のような見解を示すのであろうか。 以下考えうる諸点を挙

執行証書の対象請求権の範囲の拡大―― ドイツ民事訴訟法(ZPO)七九四条五号にみられる -同条とわが民事

執行法二二条五号との比較

2

事訴訟法典 (二〇一一年一二月二二日現在)」 は次のように規定している(法務資料四六二号「ドイツ民 緩和したことは周知のとおりである。ZPO七九四条五号 証書は執行証書にはならない。しかし2POがこの制限を がって、ここに列挙された請求以外の請求についての公正 と規定し、 有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について_ が、「金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは :=三上威彦訳による。本稿では原文の横書を縦書に直し 執行証書の債務名義性については民事執行法二二条五号 執行すべき請求権に制限を設けている。 春日偉知 した

和解することのできる請求権に関するものであり、 一の範囲内で正規の方式により作成した証書であって、 ドイツの裁判所又はドイツの公証人がその職務上の権

上も近時(コンメンタール等)

このような厳格説に対して、

実務の大勢を占め且つ学説 増加しつつある緩和説はど

限

仮に将来執行証書の請求権の範囲が法改正によりZPO

がその ない請求権に関して作成されたものであるほか、 表示をすること及び住居の使用賃貸借関係の存続に関し 証書上に掲げられ た請 債務者

既判力肯定説乃至制限的既判力説をとれ

がば即

決和解

13

1既判

行に服するとしたもの。 一求権について直ちに強制執

る執行証書の取扱いについては、 に改正したのである(なお、 Z P O 一のものであったが、 \tilde{o} 右 五号の旧規定はわが民事執行法二二条五号と 現行ZPOはこれを右の如き規定 民事執行法の改正過程にお 拙稿 「強制執行法案要綱 it

0

求権をZPOのように現行民事執行法二二条五号以上に拡 制執行法案要綱案と執行証書 大する方法が宜しいのか、 五号三頁以下を参照されたい)。 あるいは拡大範囲の請求権を即 (再論)」 問題は執行証書の対象請 民商法雑誌七四 卷

案と執行証書」民商法雑誌七一巻四号五九五頁以下、

強

11

て厳格説をとる可能性は出てくるが、

しかし執行

温書の

以

上緩

和 証

委ねるとすれば厳格説を弱め緩和説を採用せざるを得ない 決和解に委ねるのがよい のかという点である。 即決和解に

61 の活用がそれほど強調されることは避けられるかもしれ の規定するように拡大する方法が採用されれ その場合でも双方とも執行力はあるものの ば、 和解に 即 決和 いつき な 解

Α

D

書の対象請求権の拡大が立法されたとすれば即決和解につ とも減少する可能性が考えられないわけ うを選択する可能性が予想される。 続主宰者が異なる点で申立人は執行証書より が出てくる可能性はある。 力は否定されることになるという点では学説によっては差 力が認められることになるし、 範囲が拡大されれば即決和解の活用 証書より即決和解が選ばれるであろうし、 和解に既判力肯定説をとれ 既判力否定説によれ 執行証書の対象請求権 の必要性が若干 ではない。 その場 即決和解 執行証 ば 0) 手 ほ

採用する余地が出てくるように思われる。 わ が民事執行法二二条五号が執行証書の活用を一 定の請

執行すべき請求権の範囲の拡大がなされない

求権に限定し、

ZPO七九四条五号にみられるようにこれ

決和解を活用することが、 もって執行証書の対象請求権から外れた請求権に を拡大する立法措置がなされてい 即決和解の訴訟予防的機能及び ない 以上は、 即決和 V

しも法的紛争を前提としないことからすると、 考え方があり得よう。 R的性質を強調する結果になるのは止むを得ない この点からみると、 執行証書が必ず 即決和

3 民事調停との関係

0

Ú 第

えないとも考えられるのである 執行証書の代用的役割を果たさせるものとみて即決和 ついて法的紛争性を緩和することはあながち不合理とは 解に

即決和解を活用するという点からみると法的紛争の存在に り、この点は緩和説を採用する殆んどの文献が認めるとこ 例タイムズ一三八五号六一頁以下参照)をはずす必要があ 解決予防の手段として必要になる余地が大きくなるのでは 質としては厳格説ではなく緩和説をとることが将来の紛争 ついて緩和説を採用すべしとの考え方になりやすいであろ ろである。 の必要要件としての「互譲」(この点については、 点からはるかに健全である。ただ、この場合訴訟上の和解 ができないわけではない。そのほうが当事者権の保護の観 続がない点からみると、 大するより裁判所の主宰する即決和解に委ねるとの考え方 「訴訟上の和解における互譲と抽象的訴訟終了の合意」 ただ、執行証書には即決和解におけるように和解審理 これに加えて即決和解については裁判所内ADR的性 加えてここでも将来の紛争予防的目的をもって 執行証書の対象請求権の範囲を拡 拙稿 判 丰

ないかと考えられる。

られる。

で、 即

争予防のために緩和説にもしかるべき理由が存するものと

加えて厳格説のいう法的紛争のみならず将来の紛

よりADRの則法性という点からみると望ましいとも考え であれば、 実問題として調停委員の質にばらつきがあるのに対して、 ただ私見によれば、 者権の保障につながる点では利用価値のあるものである。 即決和解における和解審理、 つながり、 件の負担を軽減すること並びに当事者の将来の権利保護に 調停も将来の紛争の予防に活用することは裁判所の訴訟事 争予防のために民事調停法一六条により調停調書も裁判上 わけではない。 に民事調停 法的紛争の概念を拡張すれば、 決和解にあっては裁判官が和解手続を担当するという点 和解と同一の効力を有するからである。 執行証書の対象請求権の範囲の拡大がなされない今日 か裁判所の扱うADRとして民事調停がある。 一に民事調停との関係を考察しておきたい。 その分について即決和解を活用することが また執行証書の債務名義性の拡大をするよりも (簡裁調停) もこれを利用することができない 現在の法的紛争の解決のみならず将来の紛 調停の活用をもって対応する場合、 調停における調停審理等当事 将来の紛争を回避するため 即 決和解も民事 即 現 決 在の 和解

0

36

の分を即決和解に委ねると同時に、その法的紛争性につき

和説をとるべきではないかとの考え方も

執行証書の対象請求権の範囲の拡大を避けて、

その

下では、

の対策を立てるべきではないかと考える。しかし現行法

かと考える余地はありうる。

手続費用に関する問題は一定

般的に即決和解の濫用とは必ずしもいえないのではない

紛争概念の拡大を考える必要性は認められてもよいのでは考えられないわけではない。それだけに即決和解における

ないか。

このように考えると執行のために執行証書の対象請求権

争の範囲をZPOのように拡大緩和していないために法的紛争の範囲を緩和しようとする即決和解の利用は、それが、争の範囲を緩和しようとする即決和解の利用は、それが、事の範囲を緩和しようとする即決和解の利用は、それが、東京地判昭和四二・三・六下民集一八巻三=四号二一九頁、など)を除けば、緩和説の立場も納得できないものではないという見解も考えられる。しかしながら、本稿冒頭で掲げた論文中において述べたように、この点での緩和説は紛げた論文中において述べたように、この点での緩和説は紛がた論文中において述べたように、この点での緩和説は紛が大論文中において述べたように、この点での緩和説は紛が大論文中において述べたように拡大緩和していないために法的紛が表していないために法的紛が表していないために法的紛が表していないために法的紛が表していないために法的紛が表していないために法的紛が表しているといるというには、

参照されたい。 については、 るであろう。 用したとしても将来の給付の訴えの利益が生じることにな と認めることができると考えれば、 る将来の給付請求権について将来の給付の訴えの利益あり 来期限の到来する期限付請求権や停止条件付請求権に関す ケースが多いと考えてよかろう。 を少々広く考えるとすれば将来の給付の訴えの利益がある することが予想されるケースというのは将来の給付 「将来給付の訴の利益」(慶應法学二八号三二五頁以下) 適切且つ詳細な議論を展開している三木浩 なおこのような考え方が成り立ちうるか否か 同論文は極めて関心を呼ぶ論稿である。 かようなケー 結果的には厳格説を採 スでは、 0 利益

即決和解のADR的性質の強調

4

してとらえることが、適切であるように考える余地もあろ法的紛争概念を厳格に狭くとらえるよりもその範囲を緩和ある紛争概念を緩やかに解するほうがより適切であるとのある紛争概念を緩やかに解するほうがより適切であるとのある紛争概念を厳格に狭くとらえるよりもその範囲を緩和説をとり、判例一般の傾向である紛争概念を厳格に狭くとらえるよりもその範囲を緩和説をとり、判例一般の傾向であるように考える余地もある出い紛争概念を厳格に狭くとらえるよりに考える余地もあるといる。

う。

即決和解も訴訟外のADRに平仄を合わせるとするな

あり得よう。

厳格説よりも、

手続それ自体 訴訟手続内における訴訟上の和解については、 が法的紛争を必要要件とする以上、 訴訟上 訴訟 0

L

余地はありうるかもしれない。そう考えると他のADRと 様にこの要件を緩和することがあってもよいように考える 紛争の存在を絶対的要件とすることなく、他のADRと同 対して、 和解が法的紛争の存在を前提とすることが当然であるのに 即決和解は訴訟開始前の和解であるがゆえに法的

うにも考えることができないわけではない。 これに法的紛争の予防的機能をもたせてもよいよ

5 救済手続の多様性の確保

とり というより理論的に許されるならば緩和説を採用したほう 者にとっては便利である。 とるほうが、 理論としては紛争解決の方法が多様であることが利用 それぞれの手続はそれぞれ固有の特質をもっている。 行 できるからである。 証書、 法的紛争の解決方法は一般のADR機関による解決、 を使利である。 である。 即決和解、 それだけ紛争の結果的解決につながり、 それぞれの特質をもった解決方法を選択 即決和解も厳格説をとるより緩和説を 訴訟上の和解、 厳格説をとらなければならない 判決等々多様である。 当事 制度 者に 執

が、

利用者にとっては利便性が高い。

私見は厳格説を採用

以上に述べた諸考察により、

判例上

緩和説が提唱される

格説をとる自説に敢えて反対説である緩和説の立場 し得ないものか、そのような制度構成 ているが、 本稿はこのような観点からみて緩和説を採用 0 可 能性を求 0 め

を考察してみたいと考え、執筆したものである。

6 沿革的理由

内容は、 が往々にして存する場合がありうる 更がなされ、それらが現実上制度の改正的意味をもつ場合 することにより判例法が新しく形成され るものではないといえる。沿革的理由も時代が変わり進歩 民の法意識が変わり、 あってもADR重視の現代法的傾向の下では、 ではないという主張が厳格説の立場からはなされている。 前段階とみて、 にこの規定の様式を受け継いだがゆえに即決和解を訴訟の めていたのであり、 かし即決和解制度の沿革的理由による説明は説明として 大正一五年の民事訴訟法の改正以前 定の合理性は認められるものの、 訴えを提起する者につい 裁判所の純民事訴訟法的性格を変えるもの 旧民事訴訟法も現行民事訴訟法もとも 解釈も変わりうることを否定しきれ て即決 の即決和解の規定の 沿革的にはそうで たり、 和解 0 法解釈 裁判所や国 申立てを認 0

0) L 場合

和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあると

おいては、

和解の申立てをした者は、その申立てをした時

直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合に

裁判所は、

の考え方である。

ようになったものと思われる。学説が厳格説をとる一方で、

に、

訴えを提起したものとみなし……」と規定している。

三結語

1

現行民事訴訟法二七五条の文言

即

、決和解は法的紛争の解決を目的とする制度であるとい

七五条一項前段は「民事上の争いについては、当事者は、ントスル者ハ」と規定していた。加えて現行民事訴訟法ニ即決和解について旧旧民事訴訟法三八一条は「訴ヲ起サわれる理由の一つに沿革的理由がある。

規定しているし、二項は、右一項の和解が不調に終わった請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して……」と

の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示している。と言味すると解するのが素直な読み方であるし、「請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示し」との表現はまさを示すものであって、前記「民事上の争い」が法的紛争を示すものであって、前記「民事上の争い」との表現はまさの場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴の場合の訴訟へいるのであるから、訴しているのであるから、訴の場合の訴訟への移行要件を示しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴し、対しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのであるから、訴しているのである。

適法になる、と考えるべきなのであろう。

「政治の利益がある場合でなければ即決和解の申立ては不の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の権利実行の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の権利実行の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の権利実行の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の権利実行の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の給付の不安とはいっても将来の紛争予防は、まさに将来の給利金になる、と考えるべきなのであろう。

本稿執筆の動機

2

方の学説が採用する厳格説をとった。ただ判例上の通説は紛争」の続編として本稿を執筆した。前稿において私は大私は本稿の冒頭において指摘した前稿「即決和解と法的

緩和説である。そこで敢えて本稿では緩和説の論拠を考察

がき」にそのことが書かれている。そこで私も前掲拙稿に とクラウゼヴィッツ』(杉之尾宜生=西田陽一訳、 校を集めて前記諸文献等をも含めて不名誉な撤退の原因を 事古典の研究者たち及び陸・海・空・海兵隊四軍の高級将 し」(同上)とある。アメリカがベトナム戦争において不 す」(同上)、「彼を知らず己を知らざれば、毎戦必ず殆う しておきたいと考えた。 済新聞出版社、二〇一二年九月刊)一頁以下の ン」として発表したことは有名である。ハンデル著 徹底的に研究し、その成果を「ワインバーガー・ドクトリ ゼヴィッツの『戦争論』、ジョミニの『戦争概論』等の軍 名誉な撤退を余儀なくされた後、孫武の『孫子』やクラウ 百戦殆うからず」とし「彼を知り己を知れば、 孫子・謀攻篇第三に「故に曰く、彼を知り己を知らば、 「訳者まえ 一勝一敗 日本経

付随して敢えて本稿を執筆したのである。